

肉用子牛等対策の推進

【肉用子牛等対策 800（870）億円】
うち肉用子牛生産者補給金等業務145（145）億円

対策のポイント

牛肉をめぐる情勢の変化に対応するため、肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、牛肉等関税収入を財源とした肉用子牛等対策を実施します。

（肉用子牛等対策とは）

平成3年度からの牛肉の輸入自由化とその後の大幅な関税率の引き下げに対処し、自由化により大きく影響を受ける牛肉及びその他の食肉の国内供給体制の存立を確保するためには、肉用子牛生産者補給金制度をはじめとして生産、流通、加工、消費にわたる各般の施策を実施する必要がある、これらの施策を総称して肉用子牛等対策と言います。

政策目標

肉用子牛生産の安定その他食肉に係る畜産の健全な発展を図ることによる農業経営の安定

<内容>

1. 国による施策

肉用牛生産の合理化、食肉等の流通の合理化、その他食肉等に係る畜産の振興に資する施策を実施します。

2. 独立行政法人農畜産業振興機構による業務

肉用子牛生産者補給交付金の交付、食肉の買入・調整保管、情報の収集、その他畜産の振興に資する事業を実施します。

[担当課：生産局畜産部畜産企画課（03-3501-3881（直））]

肥育牛生産者収益性低下緊急対策事業（新規） （マルキン事業補完対策）

1 事業の目的

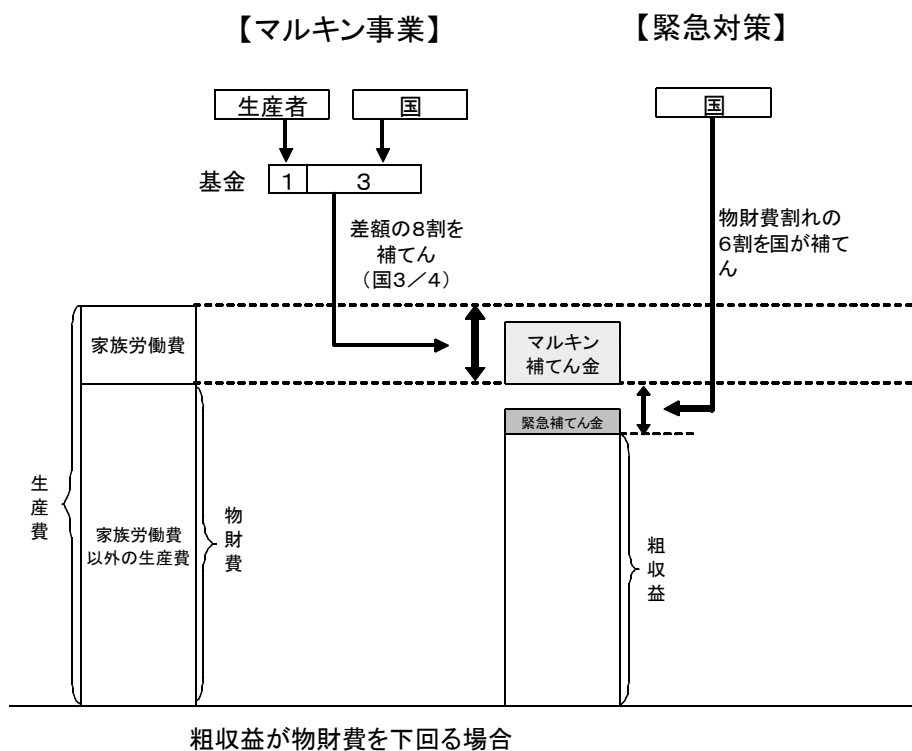
肉用牛肥育経営において、枝肉価格の低迷と導入時の素畜価格高に加え、配合飼料価格の高騰により収益性が著しく悪化しており、特に乳用種肥育経営では物財費すら賄えない状況である。

このため、物財費割れの一部を緊急的・時限的に補てんする特別対策を実施する。

2 事業の内容

(1) 全国平均で品種区分毎の肥育牛1頭当たりの四半期推定所得がマイナス（粗収益が家族労働費を除く生産費を下回ること）となった場合、肉用牛肥育経営安定対策事業（マルキン事業）の契約生産者であって、生産性向上に計画的に取り組む肥育牛生産者に対して、そのマイナス分の6割（補てん率80%×国の負担分3/4）について補てんを行う。

(2) (1)の事業の円滑な推進のため、生産性向上のための検討会の開催や指導等を行う。



3 事業実施主体

(社) 中央畜産会

4 所要額（補助率）

3, 995百万円（定額）

[事業実施期間：20～21年度]

担当課：生産局畜産部畜産企画課
代表 03-3502-8111 内線 4890
担当者：渡辺、増田

肉用牛生産性向上緊急対策事業（新規）

1 事業の目的

肉用牛経営において、飼料価格高騰に対処するためには、繁殖性の向上や事故率の低減等を通じた生産性の向上を強力に推進する必要がある。

このため、各地域において、肉用牛生産性向上目標を掲げ、これら目標を地域が一体となって達成していくための取組に対する支援を行うことにより、肉用牛経営の体質強化を図る。

2 事業の内容

（1）肉用牛生産性向上推進対策

肉用牛生産性向上目標設定のための検討会や技術普及のための研修会の開催、現地指導等の実施

（2）肉用牛生産性向上対策

地域における肉用牛生産性向上目標の達成に必要な器具機材の整備等を支援

ア 雌牛繁殖性向上対策

分娩間隔短縮や受胎率向上等繁殖性の向上を図るため、種付け及び分娩の繁殖情報等の収集分析、発情発見器や発情同期剤等の導入

イ 肉用牛事故率低下対策

肉用牛の事故率低下による生産性の向上を図るため、分娩監視装置、冷却用細霧装置、集団哺育用パイプハウス牛舎、衛生資材等の導入

3 事業実施主体

（社）全国肉用牛振興基金協会

4 所要額（補助率）

1,192百万円（定額、1／2以内）

〔事業実施期間：平成20～21年度〕

担当課：生産局畜産部畜産振興課
代表 03-3502-8111 内線 4910
担当者：岡本、桑原

肉用牛繁殖基盤強化総合対策事業

1 事業の目的

肉用牛の生産基盤は、小規模・高齢者層等の離脱により、その脆弱化が危惧されるとともに、改良基盤の縮小が大きな問題となっている。

このため、繁殖雌牛の導入をはじめとする肉用繁殖雌牛の増頭に資する対策を中心に、新規参入、改良増殖対策、地域の特色ある肉用牛振興対策を実施し、肉用牛生産基盤の強化を図る。

2 事業の内容

(1) 新規参入円滑化等対策

繁殖経営への新規参入を促進するため、農協等が飼養管理施設等の整備を行い、新規参入者等に貸し付けを行う場合に支援を行う。

(2) 肉用牛改良増殖強化対策

優良種雄牛の作出及び広域利用のため、優良な育種資源の確保・利用、集中的な後代検定等を行う。

(3) 肉用牛繁殖雌牛能力評価等対策

繁殖雌牛等の能力評価の推進のため、枝肉情報の収集、分析、提供等を行うとともに、候補種雄牛生産のための優良雌牛の確保、後代検定推進のための普及啓発及び広域的な種雄牛評価の推進等を行う。

(4) 肉用牛増頭強化対策

繁殖雌牛の増頭を強力に推進するため、生産者集団等が自ら増頭目標等を含む地域増頭計画を策定し、この目標の達成に向けた取組について総合的に支援を行う。

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ①繁殖雌牛導入推進 | ④増頭に資する器具機材等の導入 |
| ②酪農経営を活用した肉用牛増頭 | ⑤遊休農地等を活用した放牧推進 |
| ③円滑な雌牛継承 | ⑥公共牧場草地資源利活用促進 |

(5) 地域の特色ある肉用牛振興対策

地域の特色ある肉用牛振興を図るための取組等の支援を実施。

(6) 肉用牛振興推進指導

上記事業（(1)及び(2)を除く。）の推進に必要な推進会議の開催、計画の策定、連絡調整、調査、指導、研修等を行うとともに、酪農地域や水田地域等、新たに肉用牛生産に取り組む地域における技術指導等を実施。

3 事業実施主体

農協等、(社)中央畜産会、(社)家畜改良事業団、(社)全国肉用牛振興基金協会、(社)日本草地畜産種子協会

4 所要額（補助率）

4, 451百万円（定額、1／2以内等）

担当課：生産局畜産部畜産企画課
代表 03-3502-8111 内線4890
担当者：渡辺、関村、古殿